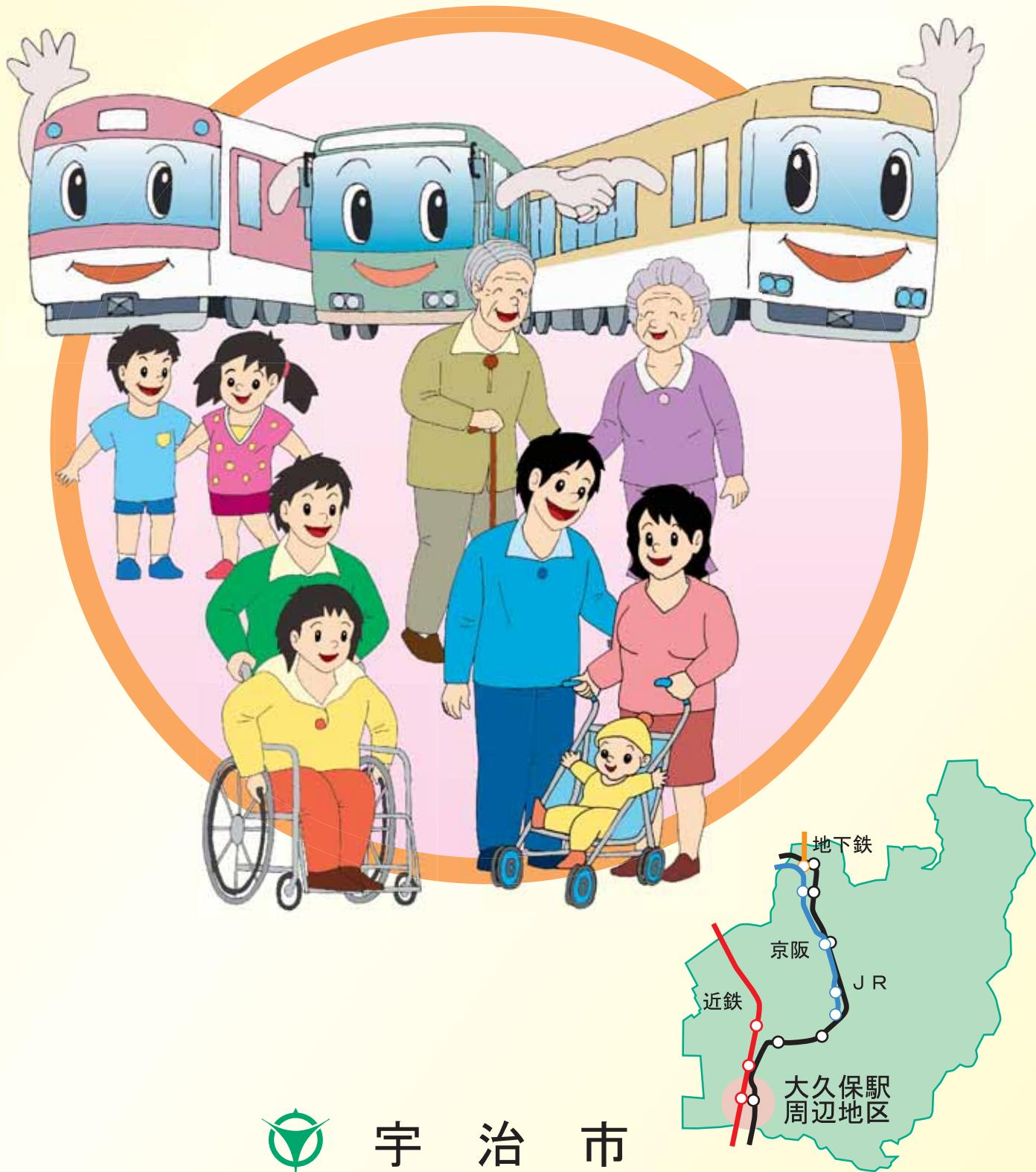


大久保駅周辺地区 交通バリアフリー基本構想

<概要版>



宇治市

はじめに



我が国では、急速な少子高齢化が進んでおり、2015年には国民の4人に1人が65歳以上の高齢者となる本格的な高齢社会を迎えると言われています。また、身体に障がないのある人もない人も平等に生活できる社会を目指す「ノーマライゼーション」という考え方も広がりつつあり、高齢者や身体に障がいのある人などが自立した社会生活を営むことができる生活環境の整備が強く求められています。

本市におきましても、こうした生活環境のひとつである交通バリアフリーへの取り組みは極めて重要な課題であり、平成12年に施行されました「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」に基づいて市内のバリアフリー化を進めるため、平成17年7月には「宇治市交通バリアフリー全体構想」を公表したところです。

この全体構想におきまして、大久保駅周辺地区は重点整備地区に位置付けられたことから、このたび、近鉄大久保駅及びJR新田駅を中心とした徒歩圏を対象範囲として「大久保駅周辺地区交通バリアフリー基本構想」を作成いたしました。

この基本構想は、同時に検討を進めてまいりました「大久保駅周辺地区整備構想」を基に、駅やその周辺の主要な施設に至る経路についての段差解消をはじめとするバリアフリー化方策や、心のバリアフリーの推進など、大久保駅周辺地区のバリアフリー化を推進するための基本的事項をとりまとめたものです。

今後は、この基本構想に基づき、公共交通事業者や関係機関と協力して、この地区のバリアフリー化を進めてまいりますので、皆様のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、この基本構想の策定にあたり、ご尽力を賜りました関係各位、とりわけ「大久保まちづくりワークショップ」にご参加いただきました皆さんと交通バリアフリー点検にご協力いただいたアドバイザーの方々に心から感謝申し上げます。

平成18年11月

宇治市長 久保田 勇

1. 宇治市の交通バリアフリーへの取り組み

交通バリアフリーとは、「高齢者、身体障害者の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（平成12年施行）に基づき、たとえば駅やその周辺にある公共施設等を結ぶ経路の段差を解消するためにエレベーターなどの施設を整備することで、だれもが円滑に移動できるようなまちづくりを推進するものです。

宇治市では平成17年7月に「宇治市交通バリアフリー全体構想」を策定し、市内全体を対象とした交通バリアフリーに関する基本理念や基本方針を定めるとともに、大久保駅周辺地区と宇治駅周辺地区を「重点整備地区」に定めました。

大久保駅周辺地区は、宇治市第4次総合計画において『広域拠点』に位置付けられており、市内で最も利用者数が多い近鉄大久保駅とJR新田駅がある地区です。

本地区では交通渋滞や交通結節機能の不足などの課題や、まちづくりに関する課題が多く、これらの課題解決や総合的なまちづくりを進めるためにとりまとめられた「大久保駅周辺地区整備構想」とあわせて交通バリアフリー法に基づき駅や周辺道路のバリアフリー化を推進するために「大久保駅周辺地区交通バリアフリー基本構想」をとりまとめました。

■ 宇治市交通バリアフリー全体構想における基本理念

すべての人が安心して出かけられる、やさしさにあふれたまち・宇治

■ 宇治市交通バリアフリー全体構想における基本方針

- すべての人が安全に安心して移動できるまちづくりを推進します。
- 交通利便性の向上を図り、だれもが快適に過ごせるまちづくりを推進します。
- やすらぎと思いやりにあふれた支え合いのまちづくりを推進します。

2. 大久保駅周辺地区におけるバリアフリー化推進の 基本理念と基本方針

本地区においては、市民や市内を訪れる人々が公共交通機関を利用しやすく乗換えやすい施設環境を整備し、安心して出かけられるまちをめざします。また、高齢者や身体に障がいのある人をはじめとして、すべての人が安全で歩いて楽しいまちをめざします。

■ 大久保駅周辺地区におけるバリアフリー化推進の基本理念

安心して出かけられる、歩いて楽しいまち・大久保

■ 大久保駅周辺地区におけるバリアフリー化推進の基本方針

● 誰もが利用しやすい鉄道駅のバリアフリー化の整備を推進します

すべての人が安心して利用しやすい公共交通機関をめざし、交通結節点にふさわしい駅としてバリアフリー化の充実は図ります。

● 乗換えしやすい駅前広場等の整備を推進します

すべての人が安心して安全で快適に鉄道駅間、鉄道からバス、タクシーなどへの円滑な乗換えができるよう、駅前広場及び駅間道路における移動経路の改善、情報案内施設の整備などを図ります。

● 鉄道駅と周辺の主要施設を連絡する歩行経路の重点的なバリアフリー化を推進します

近鉄大久保駅、JR新田駅から周辺の主要な公共施設等まで、安全で円滑に徒歩で移動できるよう、歩道や信号機などのバリアフリー化を重点的に図ります。

● 心のバリアフリーなどソフト施策を推進します

バリアフリー化の施設整備に併せ、市民や公共交通事業者が高齢者や身体に障がいのある人、子育て世代などに対する理解を深め、「心のバリアフリー」などソフト施策を推進するため、全市的な取り組みに加えて、地域の取り組みを支援するなど環境づくりを図ります。

■ 目標年次

この基本構想の目標年次は、交通バリアフリー法に基づく国の基本方針に則して平成22年度とします。また、大久保駅周辺地区全体のバリアフリー化や心のバリアフリーなどソフト施策の推進については平成22年度以降も継続し、できることから事業を進めていくものとします。

なお、この基本構想とあわせて策定する「大久保駅周辺地区整備構想」においては、まちづくりの目標を『歩いて楽しい大久保づくり』『来やすい・行きやすい大久保づくり』『円滑に乗換えや移動ができる歩行経路づくり』としています。

本地区においては、この整備構想に基づく当面の取り組み（公共交通結節機能の強化や幹線道路の整備など）とあわせて、バリアフリー化を推進します。

3. 重点整備地区の区域設定

■ 重点整備地区とは

交通バリアフリー法では、一日あたりの利用者が5千人以上の旅客施設を中心として、重点的かつ一体的にバリアフリー化整備を推進する地区を『重点整備地区』として市町村が指定することができます。

本地区では、近鉄大久保駅とJR新田駅を中心とする徒歩圏（おおむね半径500m）の範囲を基本に、町内会・自治会の単位である町字界を考慮し、道路・水路などを地区の境界として定めています。

4. 特定経路・準特定経路の設定

■ 特定経路とは

交通バリアフリー法では、鉄道駅等の特定旅客施設と周辺の主要施設を結ぶ移動経路のうち、特に重点的にバリアフリー化を図るべき移動経路を『特定経路』として位置付けます。

特定経路を構成する道路は、移動を円滑にするための一定の基準に適合する義務があります。

■ 特定経路・準特定経路を設定した考え方

● 特定経路の設定

移動円滑化基準に沿った整備を行う経路と、歩行者優先の道路整備を行う経路等に区分し、それぞれの整備方針に沿ったバリアフリー化を進めます。これらのうち、平成22年度までに移動円滑化基準に沿った整備が可能な経路について「特定経路」に設定しました。

● 準特定経路の設定

移動経路としての重要性が高く、バリアフリー化に関する整備に着手するものの、平成22年度までに完了することが困難なものや、歩車共存型での道路整備など移動円滑化基準を一部満足できないが出来る限りバリアフリー化を図る経路については「準特定経路」に設定しました。

【特定経路・準特定経路の区分】

	平成22年度までにバリアフリー化が完了する見込みのあるもの	平成22年度までにバリアフリー化が完了しないもの
移動円滑化基準を満足させる経路※1	特定経路	
移動円滑化基準を一部満足できないが可能な限りバリアフリー化する経路		準特定経路

※1 移動円滑化基準のうち、少なくとも2m以上の歩道幅員、縦断勾配、横断勾配及び視覚障害者誘導用ブロックの設置に関する基準を満足させるものとし、それ以外の基準についてもできる限り満足させるものとします。

■ 特定経路、準特定経路の設定

【設定区分表】

特定経路1	近鉄大久保駅～（サティ大久保店）～宇治税務署
特定経路2	近鉄大久保駅～南宇治コミュニティセンター
特定経路3	近鉄大久保駅～宇治年金相談センター
準特定経路4	近鉄大久保駅～（平和堂100BAN）～JR新田駅
準特定経路5	近鉄大久保駅～（広野公民館）～（大久保小学校）～城南高校

【宇治税務署方面】



【南宇治コミュニティセンター方面】



【末広通り】

特定経路を構成する道路以外の駅前広場、通路等においてもバリアフリー化のための事業の実施に努めます。

5. バリアフリー化事業計画の概要

本地区における交通バリアフリー化推進に係る基本理念と基本方針を踏まえ、今後、公共交通事業者や道路管理者、公安委員会などが実施するバリアフリー化事業計画の概要を次のように定めます。

公共交通機関のバリアフリー化事業計画の概要

設定区分	駅名等	実施すべき事業
特定旅客施設	近鉄大久保駅	・車いす対応トイレの改善 ・待合室ドアの改善
	JR新田駅	・エレベーターの設置等による段差解消 ・車いす対応トイレの新設 ・その他
バス		・低床バス車両の導入促進

駅前広場のバリアフリー化事業計画の概要

設定区分	施設名等	実施すべき事業
駅前広場	近鉄大久保駅前広場	・駅前広場の整備 ・バス停やタクシー乗り場へのわかりやすい乗換案内の充実 ・連続した視覚障害者誘導用ブロックの整備

道路のバリアフリー化事業計画の概要

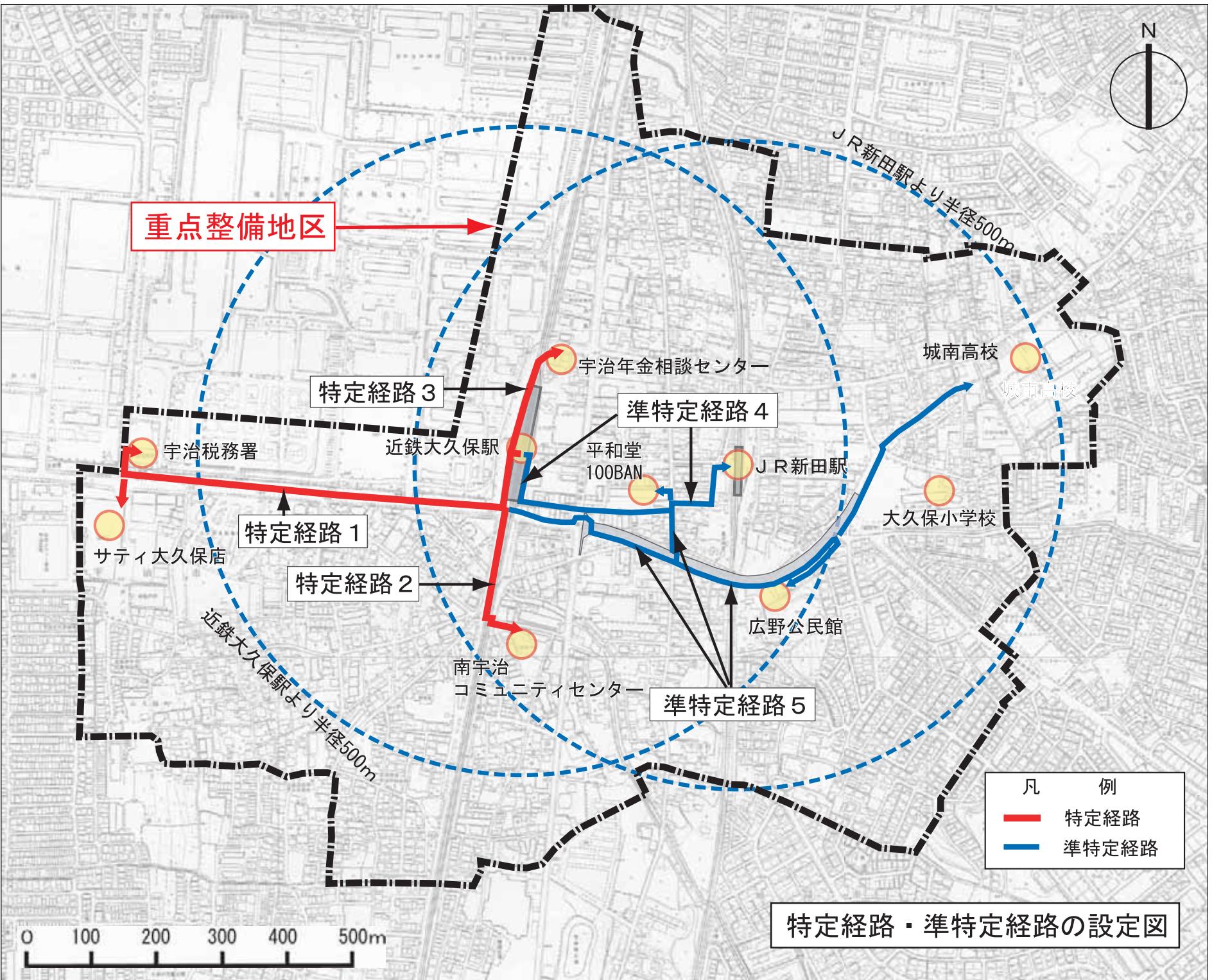
経路名	路線名等	実施すべき事業
特定経路1	府道宇治淀線	・連続した視覚障害者誘導用ブロックの整備
	市道大久保名木線	・植栽の再整備による歩道幅員の確保 ・連続した視覚障害者誘導用ブロックの整備
特定経路2	府道宇治淀線	・連続した視覚障害者誘導用ブロックの整備
	市道大久保町21号線	・連続した視覚障害者誘導用ブロックの整備
特定経路3	市道大久保町97号線	・歩道の拡幅 ・連続した視覚障害者誘導用ブロックの整備
	府道宇治淀線	・連続した視覚障害者誘導用ブロックの整備
準特定経路4	市道広野町14号線	・歩車共存型道路の整備、縦断勾配修正
	市道新田城陽線	・歩車共存型道路の整備
	JR新田駅西側広場	・JR新田駅西側広場の整備
準特定経路5	府道宇治淀線	・連続した視覚障害者誘導用ブロックの整備
	市道広野町15号線	・連続した視覚障害者誘導用ブロックの整備
	新宇治淀線	・都市計画道路の新設 ・連続した視覚障害者誘導用ブロックの整備
	市道一里山寺山線	・バス停部の歩道幅員確保 ・連続した視覚障害者誘導用ブロックの整備
	三軒家川遊歩道	・遊歩道の整備
	市道新田城陽線	・歩車共存型道路の整備

交通安全施設のバリアフリー化事業計画の概要

経路名	路線名等	実施を検討する事業
特定経路3	府道宇治淀線	・新宇治淀線や近鉄大久保駅前広場の整備事業と整合性のとれた交通安全特定事業の検討
準特定経路5	新宇治淀線	・新宇治淀線や近鉄大久保駅前広場の整備事業と整合性のとれた交通安全特定事業の検討
特定経路、準特定経路		・違法駐車の取締及び広報、啓発の推進

その他の事業計画の概要

区分	施策の概要	実施すべき事業
心のバリアフリーなどソフト施策の推進	心のバリアフリーに向けた啓発活動の推進、バリアフリー情報の提供など	・（仮称）まちづくり協議会等の活動支援 ・全市的な取り組みの推進



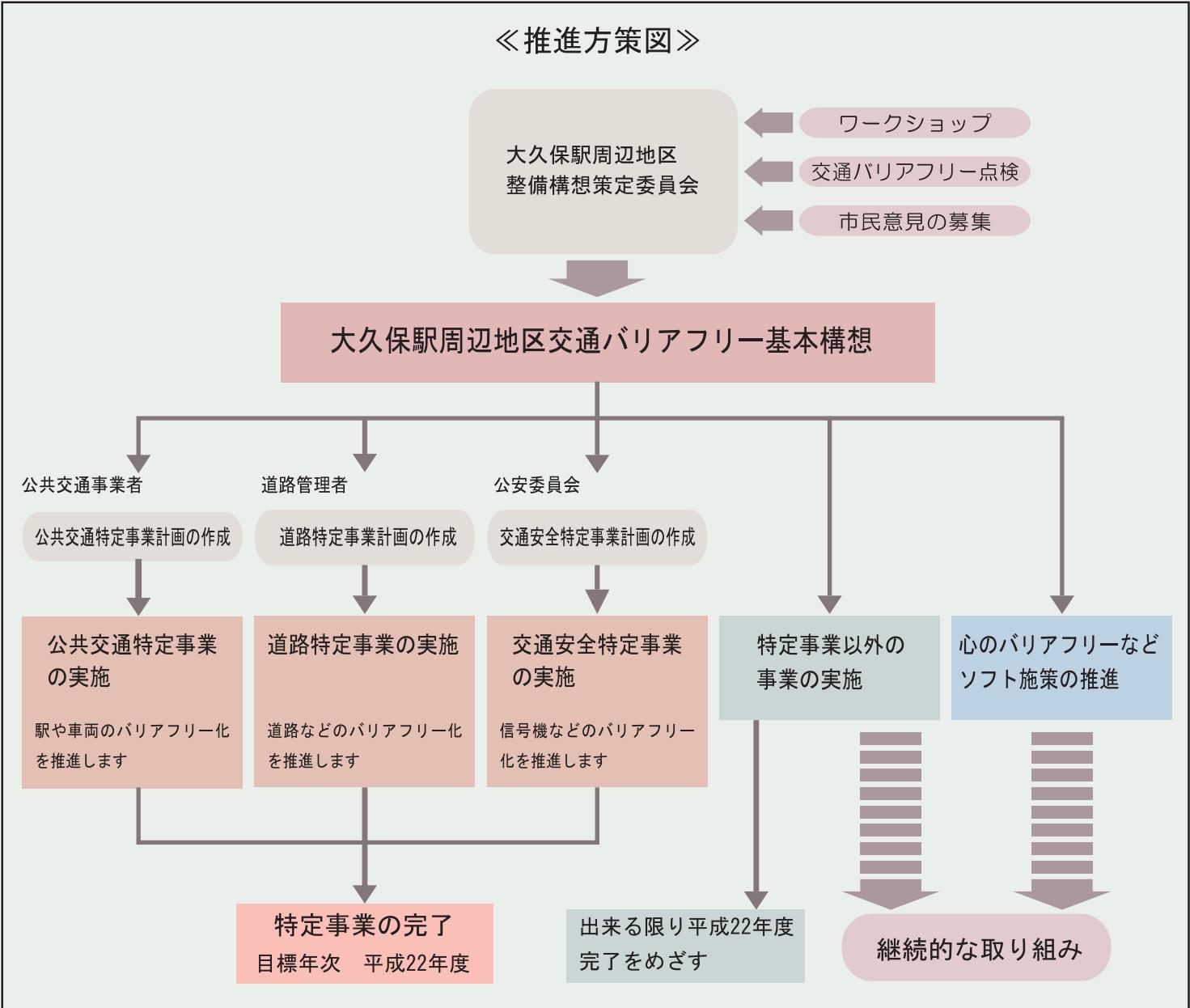
6. バリアフリー化事業の推進方策

本地区のバリアフリー化を推進するためには、公共交通事業者や道路管理者、公安委員会などの関係事業者が、この基本構想に沿って事業計画を作成し、目標年次である平成22年度までにバリアフリー化事業を実施する必要があります。

また、特定事業以外の事業（たとえば歩車共存型の道路整備や小規模な維持修繕工事など）については、出来る限り特定事業と合わせて実施するよう努めます。

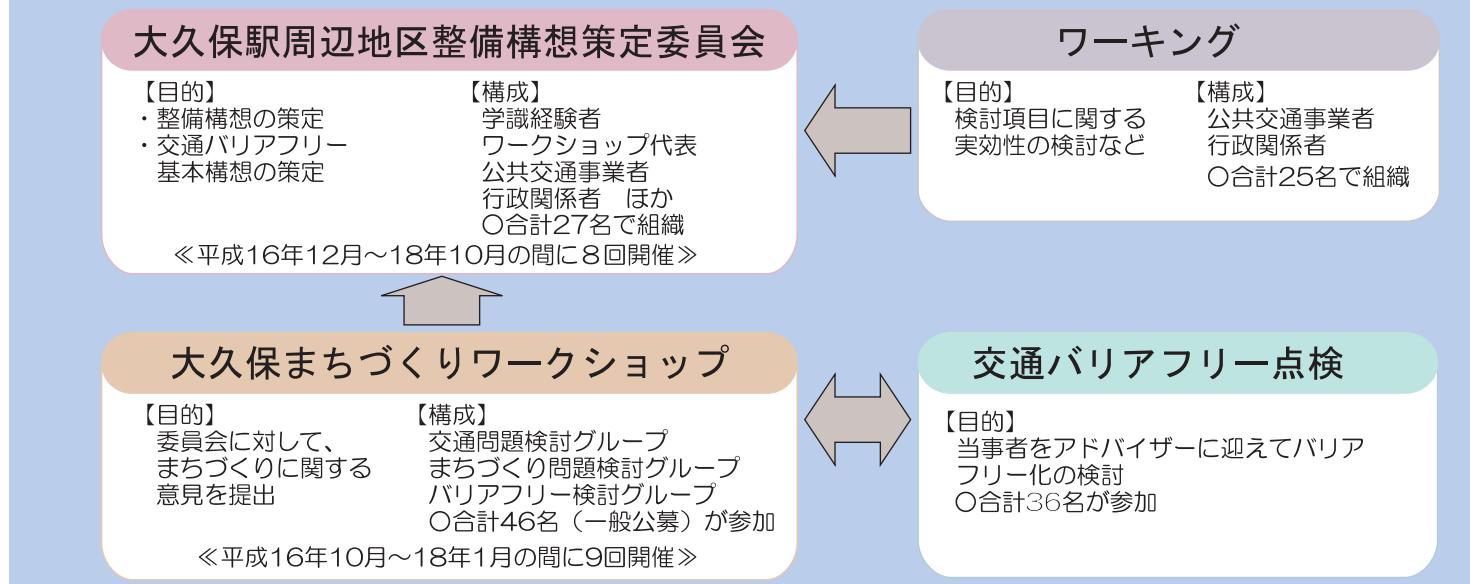
今後は、交通バリアフリーに関するさまざまな事業や、心のバリアフリーなどソフト施策の推進を継続的に図るため、（仮称）宇治市交通バリアフリー推進協議会の設置について検討を進めます。

《推進方策図》



7. これまでの取り組み

■ 大久保駅周辺地区交通バリアフリー構想策定に係る組織図



■ 委員会の開催

第1回委員会 平成17年1月27日

- ・委員長の選出
- ・構想策定に関する趣旨説明と地区の現況報告 など

第2回委員会 平成17年4月27日

- ・地区的課題及び解決方策に関する意見交換 など
- ・解決方策に関する意見交換 など

第3回委員会 平成17年7月4日

- ・地区の方向性及び将来ビジョン
- ・交通バリアフリーの特定経路の考え方 など

第4回委員会 平成17年9月13日

- ・まちづくりの目標・整備方針の設定
- ・解決方策に関する意見交換 など

第5回委員会 平成17年10月22日

「全体ミーティング」

- ・整備構想に関する意見交換 など

第6回委員会 平成18年5月18日

- ・ワークショップの提案
- ・整備メニューの検討 など

第7回委員会 平成18年6月22日

- ・整備構想<素案>のとりまとめ
- ・交通バリアフリー基本構想<素案>のとりまとめ

第8回委員会 平成18年10月13日

- ・<素案>に対する市民意見の概要報告
- ・整備構想案のとりまとめ
- ・交通バリアフリー基本構想案のとりまとめ

■ ワークショップの開催

第1回ワークショップ 平成16年10月2日

- ・グループ代表選出
- ・良いところ、改善すべきところマップの作成

第2回ワークショップ 平成16年11月6日

- ・タウンウォッチング

第3回ワークショップ 平成17年2月5日

- ・課題の整理 など

第4回ワークショップ 平成17年3月26日

- ・課題の再整理と解決方策の整理

第5回ワークショップ 平成17年6月4日

- ・解決方策の整理

第6回ワークショップ 平成17年7月16日

- ・解決方策の実現性、重要性・緊急性の検討

第7回ワークショップ 平成17年10月22日

「全体ミーティング」

第8回ワークショップ 平成17年11月19日

- ・大久保まちづくり全般に関する意見交換

第9回ワークショップ 平成18年1月21日

- ・ワークショップの提案とりまとめ



■ 交通バリアフリー点検の実施

交通バリアフリー意見交換会

平成17年10月1日

- ・当事者との意見交換

交通バリアフリー点検

平成17年11月5日

- ・駅や道路のバリアフリー点検

詳しくは本編をご覧下さい
本編に関するお問い合わせは下記まで

大久保駅周辺地区交通バリアフリー基本構想<概要版> 平成18年11月

宇治市都市整備部交通政策課

〒611-8501

宇治市宇治琵琶33番地

TEL : 0774(22)3141 (代表)

FAX : 0774(20)8778

Eメール : kotsuseisaku@city.uji.kyoto.jp

交通バリアフリーに関する情報は宇治市ホームページにも掲載しています

宇治市ホームページアドレス : <http://www.city.uji.kyoto.jp/> (トップページ>まちづくりと環境>交通バリアフリー情報)

□100 古紙100%の再生紙を使用しています。